

第75回はたらく消防の写生会実施要領

1 目的

小・中学生のみなさんに、消防隊員や消防車両等の写生画、火災予防や地震対策等に関するポスター、あるいは未来の消防車両や消防活動等をイメージした図画を作成していただくことにより、消防の仕事への関心を高め、防火防災意識の育成・向上を図るもので

また、併せてこれらの作品の展示や表彰式を通して、広く防火防災思想の普及を図ります。

2 主催

東京消防庁

3 共催

公益財団法人東京連合防火協会

4 後援（予定）

東京都教育委員会

東京都图画工作研究会

東京都中学校美術教育研究会

東京私立初等学校協会

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

5 対象

東京消防庁の管轄区域内の小学校、中学校（特別支援学級を含む。）

及び特別支援学校等（小学部・中学部）の児童・生徒とします。

なお、国公立、私立を問わず、外国人学校も含みます。

6 実施予定期間

令和8年4月6日（月）から同年5月15日（金）まで

なお、実施予定期間外で実施する場合は、別途ご相談ください。

7 実施要領

「写生画」、「ポスター」、「未来の消防イメージ図画」の各部門について、それぞれ次の要領で実施します。

（1）写生画の部

ア 写生会場に出向いた消防車両、消防隊員の活動、各種訓練の様子等を写生してください。

日時、会場等につきましては、本田消防署の担当者と相談の上、決定してください。

イ 東京消防庁ホームページ「第75回はたらく消防の写生会」ページに掲示する消防車両の画像を写生してください。

(2) ポスターの部

次の項目についての考え方や意見等をポスターに簡潔に表現してください。

- ア 救急車を必要とする人が、必要な時に利用できるよう、救急車の適時・適切な利用に関すること
- イ 「#7119」救急相談センター・東京版救急受診ガイドの周知・利用促進に関すること
- ウ 応急手当の普及・啓発に関すること
- エ 地域を守る消防団活動の広報又は消防団員の募集広報
- オ 家具転倒対策（家具の転倒・落下・移動防止対策）など、地震対策に関すること
- カ 火災予防に関すること
- キ 夏の事故防止（水の事故、花火に伴う事故）に関すること

(3) 未来の消防イメージ図画の部

未来の消防車両や消防活動等を自由な発想でイメージして図画にしてください。

8 作品の形態

- (1) 作品は個人単位で作成してください（グループで作成した作品は対象外とさせていただきます。）。
- (2) 使用する画材は自由です。
- (3) 画用紙等の大きさはA2版（420mm×594mm）以内にしてください。学校等の指定用紙がある場合には、それを使用していただいてかまいません。
- (4) 作品を立体的に装飾するなどの方法で作成した場合、提出後の作品の管理責任は負いかねます。

9 作品の提出要領

- (1) 作品は学校ごとにとりまとめて提出してください。
- (2) 提出は一人1作品とし、複数部門にご参加いただいた場合でも、消防署への提出は1作品といたします。
- (3) 作品の裏に、学校名、学年及び氏名を必ず明記してください。
- (4) 提出先
本田消防署又は各消防出張所
- (5) 提出締切予定日
令和8年5月22日（金）

10 表彰

厳正な審査に基づき「写生画」、「ポスター」、「未来の消防イメージ図画」の部門ごとに、入賞作品を決定し、それぞれ表彰します。

11 その他

- (1) 実施日程、参加部門等の細部については、本田消防署の担当者とご相談ください。
- (2) ポスターの項目については、一部変更されることがあります。
- (3) 会場、当日の天候、授業カリキュラム等により、写生会の部が実施困難な場合は、ホームページを活用とした図画方法、ポスター及び未来の消防イメージ図画の部への変更もご検討ください。
- (4) 応募された作品は、東京消防庁、東京都等の広報活動で活用することがありますのでご了承ください。
- (5) 応募に伴い収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱います。
- (6) 応募いただいた方には、記念品をお渡しします。
- (7) 消防車両は、常に災害対応に備えた体制で学校等へ出向きますので、万一、災害が発生した場合、若しくは特別な警戒体制が必要となった場合は、写生会を中止することがありますので、ご了承ください。